

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書の訂正報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成28年11月4日

**【会社名】** 日本ライフライン株式会社

**【英訳名】** Japan Lifeline Co.,Ltd.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 鈴木 啓 介

**【本店の所在の場所】** 東京都品川区東品川二丁目2番20号

**【電話番号】** (03)6711-5200

**【事務連絡者氏名】** 取締役管理本部長 山 田 健 二

**【最寄りの連絡場所】** 東京都品川区東品川二丁目2番20号

**【電話番号】** (03)6711-5200

**【事務連絡者氏名】** 取締役管理本部長 山 田 健 二

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区兜町2番1号)

## 1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成28年6月28日開催の取締役会において、当社の特定子会社かつ連結子会社であるJUNKEN MEDICAL株式会社（以下「JUNKEN MEDICAL」という。）を吸収合併することを決議したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号並びに第7号の3の規定に基づき、平成28年6月29日付で臨時報告書を提出いたしましたが、この度、平成28年11月2日開催の取締役会において、合併効力発生日を平成29年4月1日に延期することを決議したため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 2 報告内容

1．特定子会社の異動に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告）

（3）当該異動の理由及びその年月日

2．吸収合併に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3に基づく報告）

（3）当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当の内容その他の吸収合併契約の内容  
その他の吸収合併の内容

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

### 2 報告内容

1．特定子会社の異動に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告）

（3）当該異動の理由及びその年月日

（訂正前）

当社が、当社の特定子会社であるJUNKEN MEDICALを平成29年1月1日（吸収合併の効力発生日）付で吸収合併することにより、同社は消滅するため、当社の特定子会社に該当しないこととなります。

（訂正後）

当社が、当社の特定子会社であるJUNKEN MEDICALを平成29年4月1日（吸収合併の効力発生日）付で吸収合併することにより、同社は消滅するため、当社の特定子会社に該当しないこととなります。

2．吸収合併に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3に基づく報告）

（3）当該吸収合併の方法、吸収合併に係る割当の内容その他の吸収合併契約の内容

その他の吸収合併の内容

（訂正前）

当社が平成28年6月28日付で締結した合併契約書の内容は、後記のとおりであります。

（中略）

（以下、合併契約書の内容）

（後略）

（訂正後）

当社が平成28年6月28日付で締結した合併契約書の内容及び平成28年11月2日付で締結した合併契約に関する変更契約の内容は、後記のとおりであります。

（中略）

（以下、合併契約書の内容）

（後略）

（以下、合併契約に関する変更契約の内容）

合併契約に関する変更契約

日本ライフライン株式会社（以下「甲」という。）とJUNKEN MEDICAL株式会社（以下「乙」という。）は、甲及び乙間

の平成28年6月28日付け合併契約（以下「原契約」という。）について、平成28年11月2日付けで、以下のとおり合併契約に関する変更契約（以下「本変更契約」という。）を締結する。本変更契約に特に定めがある場合を除き、原契約において定義された用語は本変更契約においても同一の意味を有するものとする。

—  
第1条（効力発生日の変更）

原契約第3条（本合併の効力発生日）を、以下のとおり変更する（変更箇所は下線部）。

—  
（変更前）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成29年1月1日とする。

—  
（変更後）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成29年4月1日とする。

—  
第2条（その他の事項）

本変更契約に定めのない事項については、原契約の規定に従うものとする。

—  
本変更契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を保有し、乙がその写しを保有する。

—  
平成28年11月2日

甲：東京都品川区東品川二丁目2番20号  
日本ライフライン株式会社  
代表取締役社長 鈴木 啓介

—  
乙：東京都品川区東品川二丁目2番24号  
JUNKEN MEDICAL株式会社  
代表取締役社長 桑原 邦生